

別紙

諮問第1658号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「文書番号03水建管第224号にて、令和3年度に東京都水道局建設部管理課が小型貨物自動車（ハイブリッド車）を購入したことが確認できる。このハイブリッド車購入に関して、入札関係の書類も含めて一切の文書の開示を希望する。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都水道局長が令和4年6月15日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求の主旨を審査請求人から聴取し、令和3年度に東京都水道局建設部管理課が小型貨物自動車（ハイブリッド車）を購入した際の契約書、積算の内訳及び発注予定表の開示を求めるものであることを確認した上、「03水経契契第855号にて東京都の購入した小型貨物自動車（ハイブリッド車）に関する契約書及び積算内訳」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から4までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

なお、発注予定表については、別途、開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年11月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年1月20日に実施機関から理由説明書を、同年3月15日に審査請

求人から意見書を収受し、同年6月30日（第239回第二部会）から同年10月27日（第242回第二部会）まで、4回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象公文書を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から4までについて、同表に掲げる非開示理由により非開示とする本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書は、実施機関が小型貨物自動車（ハイブリッド車）を買入れするに当たり、受注者と交わした物品買入契約書と、複数の事業者より下見積りの提供を受けて作成した、予定価格の積算内容が記載された文書である。

審査請求人は、審査請求書において、本件非開示情報1から3までの開示を求め旨主張していることから、審査会は、本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について審議することとする。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査請求人は、本件非開示情報1について、予定価格の積算は随時変化しており、令和3年度当時の情報の開示をもって見積金額の高止まりを招くとした理由は根拠を失っていると主張する。

これに対し実施機関は、今後行う同種の見積りにおいて、見積提出事業者が有利な予定価格となるよう干渉することが可能となる情報である旨説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1を公にすることとなると、同種の見積りにおいて、当該情報を考慮した上で見積金額を高く設定し、事業者に有利な予定価格となるよう関与することが可能となり、適正な予定価格の設定に支障が生じ、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機

関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められないことから、本件非開示情報1は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び3について

審査請求人は、見積依頼先及び積算内訳の採用単価について、契約締結前であれば、当該情報を利用し、第三者が競争上及び事業運営上の地位を損なわせる行動に出るおそれがあるが、契約締結から半年以上が経過しており、見積合わせの結果を覆すことは不可能であると主張する。また、社会情勢等により随時積算も変化しており、令和3年度に行われた見積合わせの情報を非開示とする理由は根拠を失っており、さらに、見積合わせに参加した時点で、見積提出事業者は見積金額が公開されることを認容していることになると述べ、条例7条3号は適用されないので開示されるべきと主張する。

これに対し実施機関は、積算内訳の採用単価について、見積提出事業者が設定した営業活動上の高度なノウハウに関する情報であると説明する。よって、公にすることにより、競合する同業他社は当該見積提出事業者のノウハウを踏まえた営業戦略が可能となるから、当該見積提出事業者は事業運営において不利な立場になり、事業運営上の地位が損なわれるとし、条例7条3号に該当すると説明している。

また、下見積りにおける見積提出事業者の名称は通常公にすることを予定しておらず、この信義則に反して公にした場合、見積提出事業者との信頼関係が損なわれ、今後の見積協力を得ることが困難となり、契約事務における積算に支障が生じるおそれがあることから条例7条6号にも該当すると説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、見積りは、事業費積算の参考資料として用いる目的の下、事業者より無償で提供を受けており、各見積提出事業者は事業者名や見積金額を公にされることを予定しているものではないとのことであった。

審査会が見分したところ、予定価格は、複数の事業者から取得した見積りを基に作成されたものである。これを公にした場合、事業者から今後の見積書提出の協力を得ることが困難となることで、積算に必要な参考情報が欠如し、適正な予定価格の算出が困難となり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる

ことから、本件非開示情報 2 及び 3 は、条例 7 条 6 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件非開示情報

本件非開示情報		非開示理由
1	採用単価の考え方	見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じるため（条例 7 条 6 号）
2	見積依頼先	当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため（条例 7 条 3 号）
3	積算内訳の採用単価	同上
4	経営者の法人印影	偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため（条例 7 条 4 号）※審査請求対象外